

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正概要（令和元年度）

背景

①原子力防災訓練等を通じた見直し

②防災体制の強化

③国の制度見直し等の反映

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

主な修正項目

1 原子力防災訓練等を通じた見直し

○要配慮者避難の対応強化

関係機関と連携し、在宅の避難行動要支援者の移送体制の整備や乳幼児・妊産婦が、バスを利用して避難等する場合の優先乗車の配慮等要配慮者の円滑な避難を進める。

（第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備）

○原子力防災アプリの活用による情報伝達体制の強化

多言語化と機能強化を進め、平時は普及啓発の手段として、災害時には避難所や避難経路等の情報を発信し、避難支援や避難行動等につながる情報伝達手段として活用する。

（第2章 原子力災害事前対策 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備）

○民間事業者との連携強化

避難退域時検査会場の設営や資機材輸送等の場面において、民間事業者の能力を積極的に活用し、対応能力の質及び量を充実する。

（第2章 原子力災害事前対策 第7節 緊急事態応急体制の整備）

2 防災体制の強化

○避難先自治体における避難者受入に関する理解促進

受入先市町住民に対して、原子力災害時の広域避難所である旨を周知するため平時より原子力防災パンフレットの配架等具体策を記載。

（第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備）

○安定ヨウ素剤の事前配布体制強化に係る記載追加

事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。服用を優先すべき者への周知を積極的に進める。

（第2章 原子力災害事前対策 第11節 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備）

3 国の防災基本計画等修正の反映

○原子力災害対策指針の原子力災害時における緊急事態判断基準（緊急時活動レベル）の一部見直し

○防災基本計画の反映（外国人への情報提供強化）

外国人に係る災害対応として、平時から多言語情報による原子力防災知識の普及と啓発に努める。

鳥取県広域住民避難計画

主な修正項目

1 原子力防災訓練等を通じた見直し

○要配慮者避難の対応強化

・避難用福祉車両の確保

避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ストレッチャー等）について関係機関等と調整を行い、確保する。

・外国人等への情報提供方法の充実

被害情報や避難の指示等重要な情報は多言語標記された原子力防災アプリ等の多様な手段により、適切に状況や避難等の行動につながる情報提供を行う。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 (1)避難行動要支援者等の避難）

○民間事業者との連携強化

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、民間事業者と連携した資機材の輸送及び展開体制を整備するとともに訓練等を行うことで対応能力の向上を図る。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 (4)避難退域時検査）

○ドローンの活用等情報収集体制強化

情報収集にあたっては、関係機関と連携し、ヘリコプター、車両、道路監視カメラ等を使用して迅速で的確な収集を図るとともに、立ち入りが困難な区域等については関係機関と連携し、小型無人飛行機（ドローン）等の使用について検討する。

（第2章 実施要領 1 状況 (6)情報の伝達と収集）

2 防災体制の強化

○円滑な避難のための対策

・避難退域時検査への誘導

確実な避難退域時検査実施のため、信号機の遠隔制御や主要交差点において車両の交通誘導を実施する。

・交通路の確保

容易に復旧が見込まれない道路障害が発生した場合には自衛隊等関係機関に支援を要請し、連携して復旧を図る。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 (2)輸送）

今後の課題

・原子力防災訓練、島根地域原子力防災協議会等を通じた計画の深化と実効性のさらなる向上